

院外処方せんについてのお知らせ

当院では原則として、外来で診察を受けられる患者さんには『院外処方せん』を発行し、病院の中ではなく、**保険調剤薬局**（「処方せん受付」という表示をしている薬局）で薬を調剤していただくことをお願いしております。これは「医薬分業」を推進している厚生労働省の基本政策でもあり、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

医薬分業とは

病院で薬を患者さんにお渡しする代わりに、診察医が診察と検査の結果に基づいて、**院外処方せん**（患者さんに飲んでいただく薬の種類と量を書いた文書）を発行します。患者さんは、その院外処方せんを**保険調剤薬局**に持参して、薬を受け取ることをいいます。

かかりつけ薬局について

複数の病院や診療科を受診し、薬をもらっている場合、薬の重複や飲み合わせに問題が生じる場合があります。それを防ぐためには、**同じ保険調剤薬局**で薬の管理をしてもらうことが大切です。このような行きつけの薬局のことを「**かかりつけ薬局**」といいます。かかりつけ薬局を決められると便利で安心です。

院外処方せんには**有効期限**があります

院外処方せんの有効期限は、発行日を含めて**4日**となっています。**4日以内**ならいつでも薬はもらえます。なお、都合によりご本人が行けない場合には、代理の方が院外処方せんを持参されることも可能です。有効期限が切れた院外処方せんでは薬の調剤はできませんので、再度病院に受診していただくことになります。

福島県立医科大学附属病院長